

## 個人情報保護条例改正の方向性について

### はじめに

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行個法」という。)が改正され、平成29年5月30日より施行されました。

この改正により、行個法では、①個人情報の定義の明確化のための「個人識別符号」の導入、②要配慮個人情報の導入、③非識別加工情報の作成・提供に係る規定の整備が行われており、地方公共団体においては、この法改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適正な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むこととされました。

このことに対応として、本市における個人情報保護条例の改正の方向性は、以下のとおりとなります。

### 個人情報保護条例の改正の方向性について

個人情報保護条例の改正については、国より「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」(平成29年5月19日総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知。以下「助言通知」という。資料③参照)が発出されており、大別して次の3点の対応が求められています。

1. 個人情報の定義の明確化(個人識別符号の導入)
2. 要配慮個人情報の取扱い
3. 非識別加工情報の仕組みの導入

この3点についての対応は以下のとおりです。

#### 1. 個人情報の定義の明確化(個人識別符号の導入)について

##### (1) 個人情報の定義について

個人識別符号の導入にあたっては、行個法と本市の個人情報保護条例上の「個人情報」の定義に差異があることが問題となります。

行個法上の「個人情報」は「生存する個人」の情報に限られている一方、個人情報保護条例上の「個人情報」は「死者の情報も含む」としてあります。

行個法では、死者が開示請求等の主体となり得ないからとの理由で、個人情報を生存する個人に限定しています。しかし、その運用においては、死者の情報が死者の遺族の個人情報となる場合—例えば、死者からの相続財産に関する情報や不法行為による損害賠償請求権その他の死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報等—には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができるとしてあります。

この点、現状の条例運用では、死者の個人情報であっても、相続人等であることなどの、本人と死者との関係性により、死者の個人情報ではあるが、死者と関係性の深い本人の個人情報でもあるものとして、開示請求の対象とするよう運用しています。

このことから、条例による保護対象となる個人情報の定義を“生存する個人”に限ったとしても、死者と関係性の深い相続人等の個人情報でもある以上、死者の個人情報であっても一概に保護措置の対象外とするのは不適切であると考えられます。

そのため、現行のとおり個人情報の定義には死者も含むものとするのが適当と考えられます。

(2)「個人識別符号」の定義の導入について

行個法上の「個人識別符号」の定義には“生存する個人”に限るとの制限はなく、行個法上の定義を条例において引用することによって個人識別符号の定義を導入しても、条例上の個人情報の定義(死者の個人情報含む)と整合性が取れます。

このことから、行個法上の定義を引用することにより、条例上「個人識別符号」の定義を導入することが適当と考えられます。

**以上のことから、条例上の「個人情報」には死者の個人情報を含むこととし、「個人識別符号」の定義は行個法の定義を引用することで、個人情報の定義の明確化(個人識別符号の導入)を図ります。**

2. 要配慮個人情報の取扱いについて

(1)「要配慮個人情報」の定義の導入について

行個法では、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義し、それは“生存する個人”の情報に限るものとされています。「要配慮個人情報」は「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されています。

現行の条例では、第7条第2項において思想信条や社会的差別の原因となる個人情報(以下「機微情報」という。)につき、収集制限規定を設けており、機微情報は“生存する個人”の情報に限らないこととしています。

この点について、国より対応が求められている条例改正の内容としては、機微情報として定める範囲に要配慮個人情報を含むようにすることとされています。

このため、本市では、「機微情報」の定義について、「要配慮個人情報」を含むよう改正する予定です。この場合、条例上の「機微情報」には死者の「要配慮個人情報」も含むこととなり、このことは行政機関個人情報保護法上の「要配慮個人情報」の範囲を超えるものとなりますが、上記の1.(1)「個人情報の定義について」において示したように、本市においては、死者の個人情報についても、条例上の保護措置の対象とすることが適当と考えられるため、死者の「要配慮個人情報」も条例上の保護措置の対象とすることとします。

(2)「要配慮個人情報」の収集制限について

現行の個人情報保護条例では、機微情報の収集を制限していますが、この収集制限を要配慮個人情報に適用させるかが問題となります。行個法では、行政機関(国等の機関)が個人情報を取り扱うのは、基本的に法令に基づいて収集することから、収集制限は設けられておりません。

要配慮個人情報に条例上収集制限を行うことは行個法を超える規制であり、助言通知において各市が地域の実情に応じて適切に判断することとされています。

この点について、市が行う業務は、各種相談業務等のように、必ずしも法令等に基づいて、要配慮個人情報を収集するとは限らない場合も考えられます。

このことから、本市においては、収集制限規定は存置することが適当と考えられます。

(3)「要配慮個人情報」の取扱いの有無の個人情報ファイル簿等への記載について

助言通知では、地方公共団体が保有する要配慮個人情報の取扱いの有無について、個人情報ファイル簿等(個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等をいう。)に記載し、公表することが適当であるとされています。

本市では、個人情報を取り扱う事務について市長へ届出を行い、届出事項を公表しております。助言通知の内容を実現するには、現行の機微情報についての届出項目を要配慮個人情報の項目に置き換えることが適当であると考えられます。しかしながら、以下の非識別加工情報の仕組みの導入において、助言通知では個人情報ファイル簿の導入を行うこととされており、その可否の検討と合わせて要配慮個人情報の記載に係る方針を決定することが適当と考えられます。

**以上のことから、要配慮個人情報の取扱いについては、条例上の「機微情報」の定義に「要配慮個人情報」を含むよう改正し、収集制限規定は存置することとしますが、要配慮個人情報に該当する個人情報の取扱いの有無の公表方法については、現行の事務届出を個人情報ファイル簿に置き換えることを、非識別加工情報の仕組みの導入の検討と合わせて検討することが適当であるため、別途改正を行うこととします。**

3. 非識別加工情報の仕組みの導入について

**非識別加工情報の仕組みの導入については、国において制度導入のための検討が次のとおり行われており(資料④参照)、国の検討の結果を踏まえ検討することが適当であるため、別途改正を行うこととします。**

(1)「官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)において、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る、とされたこと。

(2)「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を踏まえて検討することとされたこと。

4. このほか、必要と考えられる個人情報保護条例改正

この改正とあわせ、次の改正を行います。

(1) 自己情報開示請求書等の形式的不備についての補正の求めに係る規定と補正のために要した期間を、決定期間へ算入しない旨の規定を追加

条例に基づき、自己情報開示請求・自己情報訂正請求・自己情報利用停止請求がなされるに際して、その請求書の記載事項に形式的な不備がある場合、実施機関は開示請求者等に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることができる旨の規定を、行個法の定めを参考として追加します。

また、その補正に要した期間を、請求を受けてから決定を行うまでの期間に算入しないこととする規定を追加します。

これらの追加内容は、これまでも制度運用において同様の取扱いをしていたものですが、この度、条例に定めることでその取扱いを明確化するものです。

さらに、実施機関は補正を求めるにあたっては、開示請求者等に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める旨の規定も合わせて整備します。

(2) 情報公開条例上の公文書の定義の改正による用語の整理

習志野市情報公開条例上の「公文書」の定義を改正し、電磁的記録(いわゆるデータ)を含むこととしたため、条例上の定義していた「電磁的記録媒体」の削除などの文言整理を行う。

(3) 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を非開示とする際の理由付記規定を追加

実施機関が開示請求に係る個人情報の全部または一部を開示しない場合、非開示とする理由として、根拠規定及びその適用根拠を、請求者が書面の記載自体から理解できるよう記載し、通知を行わなければならない旨の規定を追加する。

(4) その他行個法に合わせた文言整理等